

厚生労働省
東京労働局発表
平成24年8月6日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 湯川 渉 主任監察監督官 恒田 美代子 電話 03 - 3512 - 1612
----	---

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を 発生させた事業場に対する監督指導結果について ～ 87%の事業場に法令違反を指摘～

東京労働局（局長 山田 亮）は、管下 18 の労働基準監督署（支署）が平成 23 年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

この監督指導は、東京労働局管内で長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）の労災認定事案を発生させた事業場を対象に実施し、法令違反が認められた場合にはその是正を指導していますが、東京労働局では、その多くに基本的な労働時間管理、健康管理の不備等の法令違反が認められたことを重くみて、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、今後一層積極的に監督指導を行うこととしています。

また、東京労働局においては、今年 11 月 21 日に「産業保健フォーラム IN TOKYO 2012」（ティアラこうとう）を開催し、労働者の健康の確保、メンタルヘルス対策等について、関係労使に対し広く意識啓発を図ることとしています。

【監督指導結果の概要】

1 監督指導時における違反状況

監督指導を実施した 54 事業場（過労死 26 事業場、過労自殺 8 事業場を含む）のうち、47 事業場（87%）に何らかの法令違反が認められ、是正勧告を行った。

違反率の高い事項は、

- (1) 労働基準法では、労働時間（同法第 32 条）に関する違反が最も多く、31 事業場（違反率 57.4%）であった。
- (2) 労働安全衛生法では、衛生委員会の設置（同法第 18 条 1 項）に関する違反が最も多く、7 事業場（違反率 22.6%）であった。

なお、法定で衛生委員会の設置を義務づけられている事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場である。監督指導を実施した 54 事業場のうち 31 事業場がその対象事業場である。

2 被災労働者に係る健康管理状況

監督指導を実施した 54 事業場のうち、

- (1) 21 事業場 (38.9%) では、過重労働による健康被害を受けた労働者 (以下「被災労働者」という。) に対し、発症前の 1 年間に健康診断を受診させていなかった。
- (2) 19 事業場 (35.2%) では、被災労働者が発症した時期に、医師による面接指導等の制度を導入していなかった。

また、健康診断を実施した被災労働者 33 人のうち 15 人に所見が認められた。

- (3) 6 事業場 (40.0%) では、発症前に受診した健康診断で何らかの所見が認められた被災労働者に対し、健康診断の事後措置を講じていなかった。

3 以上のとおり、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場については、労働関係法令違反の比率が高く (一般の監督指導における違反率約 71%)、かつ、被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められた。

1 監督指導の概要

(1) 実施時期

平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日

(2) 目的

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対し、労働関係法令上の問題点を明らかにし、再発防止対策を徹底させること。

(3) 対象事業場

不適切な労働時間管理・健康管理を原因として、過労死や過労自殺など過重労働による健康障害を発生させ、労働基準監督署長が労災認定を行った 54 事業場。

(うち過労死 26 事業場、過労自殺 8 事業場)

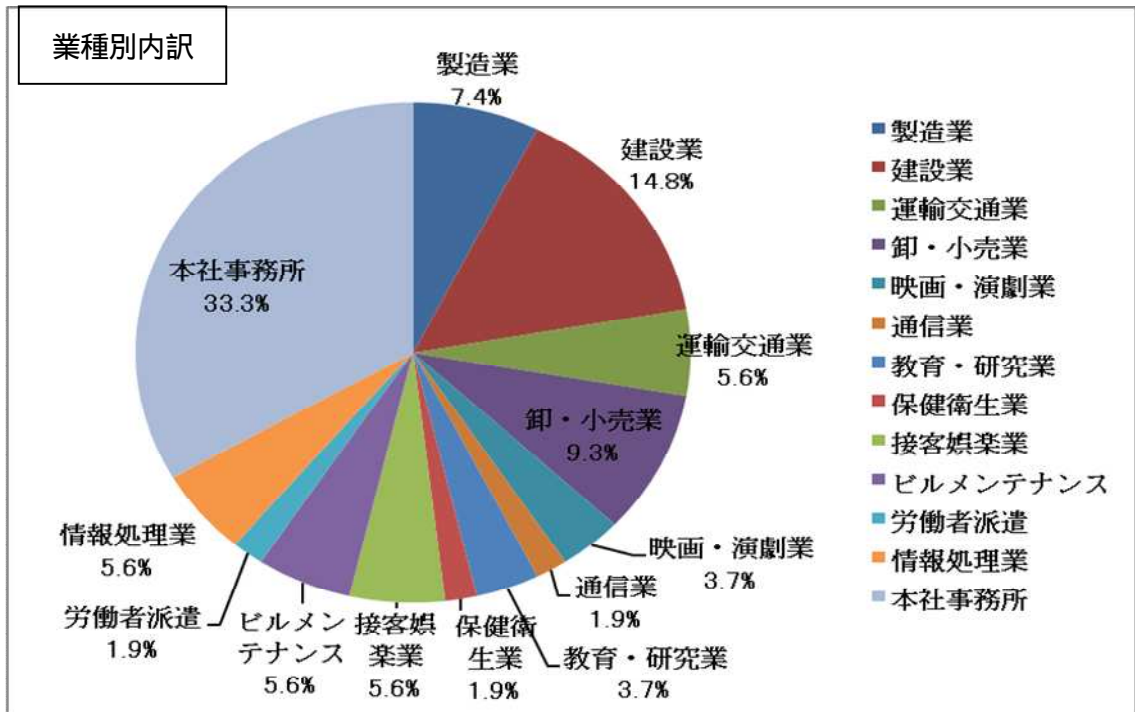
2 対象事業場の概要

(1) 業種別内訳 (表 1)

「本社事務所等」が最も多く 18 事業場、次いで「建設業」の 8 事業場、「卸・小売業」の 5 事業場、「製造業」の 4 事業場の順となっている。

(表 1) 業種別内訳

業 種	事業場数	比率 (%)	業 種	事業場数	比率 (%)
製造業	4	7.4	保健衛生業	1	1.9
建設業	8	14.8	接客娯楽業	3	5.6
運輸交通業	3	5.6	ビルメンテナンス業	3	5.6
卸・小売業	5	9.3	労働者派遣業	1	1.9
映画・演劇業	2	3.7	情報処理業	3	5.6
通信業	1	1.9	本社事務所等	18	33.3
教育・研究業	2	3.7	合 計	54	100.0



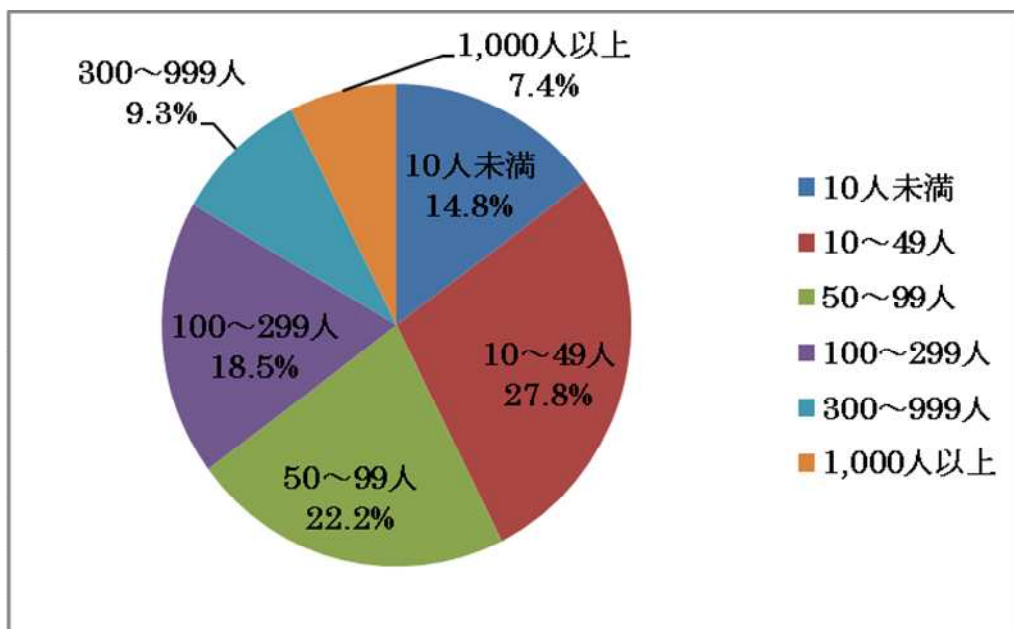
(2) 規模別内訳 (表2)

規模別では、「10～49人」が最も多く15事業場、次いで「50～99人」及び「100～299人」が10事業場づつ、以下、「10人未満」の順となっている。

(表2) 規模別内訳

規模	事業場数	比率 (%)	規模	事業場数	比率 (%)
10人未満	8	14.8	100～299人	10	18.5
10～49人	15	27.8	300～999人	5	9.3
50～99人	12	22.2	1,000人以上	4	7.4
			合計	54	100.0

規模別内訳



(3) 被災労働者の従事業務別内訳 (表3)

管理的な立場にある者(労働基準法第41条の管理・監督者に該当しない管理職を含む。)は6人で、これらの役職にない一般労働者は48人であった。

一般労働者の従事する業務の内訳は、経理・事務職11人が最も多く、営業職7人、システムエンジニア6人、自動車運転者6人、施工監理6人、販売員3人、清掃員2人の順となっている。

(表3) 従事業務別内訳

従事業務等					
管理的な立場にあった者	6				
一般労働者					
経理・事務職	11	販売員	3	アシスタント	1
営業職	7	清掃員	2	秘書	1
システムエンジニア	6	調理師	1	コンサルタント	1
自動車運転者	6	設計・図面作成	1	製造加工員	1
施工監理	6	編集・記者	1	小計	48

3 監督指導結果 (表4の1、2)

監督指導を実施した54事業場のうち、47事業場(違反率87.0%)において労働基準法、労働安全衛生法の何らかの法違反が認められ、違反事項については是正勧告した。

また、法違反が認められなかった7事業場のうち6事業場に対しても、労働時間の適正管理、過重労働による健康障害防止等について、文書により改善を指導した。

- (1) 指摘した違反項目を違反率で見ると、労働基準法では、時間外・休日労働に関する労使協定の届出なく又は協定の範囲を超えて時間外労働をさせていたもの(同法第32条違反)が31事業場(違反率57.4%)と最も高かった。

次に時間外手当等の未払(同法第37条)が17事業場(同31.5%)で、不適切な労働時間管理が多く認められた(表4の1)。

- (2) 労働安全衛生法の違反率では、衛生委員会の未設置(同法第18条1項違反)が7事業場(22.6%)と最も高い。法定で衛生委員会の設置を義務づけられている事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場であり、監督指導を実施した54事業場のうち31事業場がその対象事業場である。次いで衛生管理者又は衛生推進者の未選任(同法第12条又は同法第12条の2)が計6事業場(衛生管理者5事業場 違反

率 19.4%、衛生推進者 1 事業場 違反率 6.7%)、定期健康診断未実施(同法 66 条)が 4 事業場(同 7.4%)あり、衛生管理体制の不備が少なからず認められた(表 4 の 2)。

(表 4 の 1) 法違反の状況 (労働基準法関係)

労働基準法違反	違反事業場数	違反率
労働時間(法 32 条 1 項 2 項)	31	57.4%
割増賃金(法 37 条)	17	31.5%
就業規則(法 89 条 1 項)	14	30.4%
法令等の周知(法 106 条 1 項)	7	13.0%
労働条件明示(法 15 条 1 項)	6	11.1%
賃金台帳(法 108 条)	5	9.3%
休日(法 35 条 1 項)	1	1.9%

は事業場規模 10 人以上に適用

(表 4 の 2) 法違反の状況 (労働安全衛生法関係)

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率
衛生管理者又は衛生推進者の選任 (*法 12 条又は 法 12 条の 2)	衛生管理者 * 5	16.1%
	衛生推進者 1	4.3%
衛生委員会の設置(*法 18 条 1 項)	7	22.6%
衛生管理者の選任(*法 12 条 1 項)	5	16.1%
健康診断個人票の作成(安衛則 51 条)	5	9.3%
定期健康診断(安衛則 44 条 1 項)	4	7.4%
深夜業務従事者の健診(安衛則 45 条)	4	7.4%
健康診断個人票の作成(安衛則 51 条)	3	5.6%

印は事業場規模 10~49 人に適用。

* 印は事業場規模 50 人以上に適用。

4 対象事業場における管理状況

(1) 時間外・休日労働に関する協定届の届出状況について

時間外・休日労働に関する労使協定の届出なく又は協定の範囲を超えて時間外労働をさせていたものは 31 事業場であることは 3(1) で言及したが、この中で時間外・休日労働に関する労使協定の届出なく時間外・休日労働を行わせていたものが 15 事業場あり、協定により定められた延長することができる時間を超えて時間外・

休日労働をさせていたものが13事業場、特別の事情が生じたときに限り協定により定められた時間外・休日労働する時間を延長することができ、その回数は協定により1年に6回と定められているものの、6回を超えて時間外・休日労働を行わせていたものが3事業場あった。

本来、時間外・休日労働は最小限にとどめるべきものとして、労使がこのことを十分意識したうえで時間外・休日労働に関する労使協定を締結するものである。

しかし、その締結した労使協定が守られなかったり、協定そのものが締結されずに時間外・休日労働を行わせていたことは、労使協定の締結が形骸化し、使用者が長時間労働を削減するための対策を講じず、半ば長時間労働を容認した結果が過重労働による健康障害を発生させたと考えられる。

(2) 労働時間の把握状況

被災労働者について、労働時間の把握を行っていなかった事業場は8事業場(14.8%)であった。

過重労働による健康障害を防ぐためには、事業主が労働者の労働時間を正確に把握し、労働者に過重な長時間労働をさせないようにしなければならない。

しかし、労働時間の把握を行っていなかった結果、労働者本人が過重労働に陥っているか否かの判断ができず、長時間労働を見過ごしたため、過重労働による健康障害を発生させたと考えられる。

なお、労働時間を把握していた事業場について、把握方法の内訳は、自己申告による事業場が23事業場(42.6%)、タイムカードは14事業場(25.9%)、IDカードは5事業場(9.3%)、これらの併用等は4事業場(7.4%)であった。

(3) 被災労働者に対する健康診断の実施及び事後措置の状況(表5)

被災労働者に対して発症前の1年間に健康診断(採用後1年未満の者は雇入時の健康診断を含む。)を受診させていなかった事業場は、監督指導を実施した54事業場のうち21事業場(38.9%)であった。

また、健康診断を受診した被災労働者33人中、何らかの所見が認められた者は15人(受診者の45.5%)であったが、これら有所見者に対し事後措置*1を講じた事業場は9事業場(60.0%)で、6事業場(40.0%)は講じていなかった。

時間外・休日労働の多い労働者に対しては1年に1回の法定の健康診断を実施するほかに臨時の健康診断を実施したり、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施することが過重労働による健康障害を防ぐこととなる。

(表5) 被災労働者の健康診断及び事後措置の実施状況

実施事項等	事業場数 もしくは人数	比率(%)
被災労働者の所属事業場数	54	
被災労働者に健康診断を受診させなかった	21	38.9%
被災労働者に健康診断を受診させた	33	61.1%
所見が認められなかった	18(人)	54.5%
所見が認められた	15(人)	45.5%
事後措置*1を講じた	9	60.0%
事後措置を講じなかった	6	40.0%

***1 有所見者に対する事後措置**

医師等からの意見聴取

労働者の就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容に係る意見を聴取すること

勤務軽減措置

医師等の意見を勘案し、必要があると認められるときは、その労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講じること

保健指導の実施

健康保持に努める必要がある労働者に、医師又は保健師による保健指導を実施すること

(4) 過重労働による健康障害防止対策の実施状況

過重労働による健康障害を発生させた時期に、医師による面接指導制度(注意2)を導入していなかった事業場は19事業場で、全体の35.2%であった。

注意2 医師による面接指導制度

事業者は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、医師による面接指導の実施、医師からの意見聴取、事後措置の実施が必要とされており、

時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者(申出による)については、面接指導の実施義務

時間外・休日労働が1月当たり80時間を超え、申出があった場合又は事業場が定めた基準に該当する場合(例えば1月100時間又は2~6か月平均で1月80時間を超える、1月45時間を超える等)については、面接指導等の努力義務

となっている。

(5) 自主的な改善状況(表6)

過重労働による健康障害を発生させた後、監督指導実施までに自主的改善を行った事業場は25事業場(46.3%)であった。

改善した事項の概要は、長時間労働の是正が17事業場(改善した事業場の68.0%)、医師による面接指導の実施が6事業場(同24.0%)、次いで医師等からの意見聴取が

4 事業場（同 16.0%）などの順となっている。

（表 6）自主的改善状況

改善した事項	事業場数	比率（%）
長時間労働の是正	17	68.0%
医師による面接指導	6	24.0%
医師等からの意見聴取	4	16.0%
労働時間の適正把握	3	12.0%
勤務の軽減措置等	2	8.0%
産業医の選任	1	4.0%
産業医活動の強化	1	4.0%
健康診断の実施	1	4.0%
その他	2	8.0%

（複数回答有）

5 過重労働による健康障害防止対策に関する東京労働局の取組について

(1) 平成 23 年の東京における労働者 1 人平均年間総実労働時間は、1,794 時間（所定 1,638 時間、所定外 156 時間）と前年に比べ 10 時間とわずかながら減少しているものの、労働力調査による週労働時間別の雇用者の分布によると、「労働時間分布の長短二極化」の大幅な改善は見られていない。

(2) このような状況において、過重労働による健康障害が依然として後を絶たず、脳・心臓疾患や精神障害等の労災請求件数も高水準で推移していることから、東京労働局では、平成 24 年度においても「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号、平成 23 年 2 月 16 日基発第 0216 第 3 号で一部改正）等に基づき、

長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底

衛生管理体制の整備等の徹底

労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導

過重労働による健康障害防止運動の推進

など重点的に対策を推進している。

また、来る 11 月 21 日には、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2012」（ティアラこうとう）を開催し、メンタルヘルス対策の講演等を実施するほか、全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）等あらゆる機会をとらえ、過重労働による健康障害防止運動の周知啓発を行うこととしている。